「ワクチン差別」について考える

現在、職域や大学等でのワクチン接種も加速化する中、副反応への不安や持病などからワクチン接種をしない選択した人に対する差別や強制が大きな社会問題になっています。

たとえば、看護学生が実習を受けさせてもらえず、単位が取れなくなるという訴えのほか、医学生が退寮を求められたり、病棟実習を受けさせないと言われたケースや、介護施設では部署替えを求められ、退職した方もいたそうです。このほか、職場に「受ける」「受けない」のチェック表が張り出されたり、名札に接種の有無を表示されたりといったプライバシーの侵害に関するケースもあったようです。

北区でも 12 歳以上の方には６月 25 日に接種券が配送され、７月下旬から若年層の予防接種が可能になります。12 歳以上の若年層で接種が進めば、学校の中でもワクチンを打たないことによる差別やいじめが起きることが強く懸念されます。

「『ワクチン差別』は重大な人権侵害である」という認識を学校関係者が明確にもつことが大切だと考えます。北区教育委員会からの通知においても、

〇ワクチン接種は強制ではないこと
〇周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
〇身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること

などを生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めることが求められています。

道徳の授業や学級活動等の時間において、さまざまな事例を通して「ワクチン差別」について考えさせたり、話し合ったりすることが必要です。こうした意図的・計画的な指導が、いじめや差別を看過しないという彼らの意識を高めることにつながるはずです。

コロナ禍の社会の至るところに潜んでいるいじめや差別の芽は、間違いなく今の小中学生の人格形成や人権感覚の育成に大きく影響すると考えられます。コロナは政治や医療の問題ではなく、これからの学校教育にとっても大きな分岐点になると思われます。そうした意味では、これからの社会を担う中学生も間違いなく当事者そのものです。

私たち教職員がこうした重要な職責を担っているという自覚をもってコロナ下の生徒たちに接していきたいと思います。

令和３年６月 29 日

校長　吉原　健